広島県告示第九百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、平成十七年広島県告示第五百十六号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次に掲げる区域の指定を解除する。

平成二十年十一月六日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称等

中村奥（三四八三）地区（急傾斜地の崩壊）

二　所在地

広島県福山市水呑町字中村奥地内